

事務連絡  
令和2年3月12日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿  
北海道開発局農業水産部農業設計課長 殿  
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農村振興局整備部設計課  
施工企画調整室長

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた工事の適切な工期の確保について

新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの遅延に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類（以下「資機材等」という。）について、納期遅延が生じている状況がみられているところである。

このことにより、工事の工期内に完成が困難となる場合も想定されることから、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の納期遅延に対しては、当面の間、下記のとおり適切に対応されたい。

### 記

#### 1 工事の工期延長及び一時中止について

受注者から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の納期遅延により、工期内に工事が完成できないとして、工期の延長を請求された場合は、工事請負契約書の規程に基づき協議に応じること。

また、同様の理由により必要であると認めるときは、一時中止の措置を行うこと。

なお、これらについては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由として取り扱うこと。

#### 2 繰越の措置について

1の措置に伴い、工期が年度を越える可能性がある場合には、繰越の手続をとることとする。